

岡山県教育委員会免許法認定講習 よくある問い合わせについて (特別支援学校教諭免許状取得用)

Q. 特別支援学校教諭の免許状とはどんなものですか？

A. 特別支援学校で勤務する場合に必要な免許状です。二種・一種・専修の3種類があり、二種より一種が、一種より専修が上位の免許状になります。

また、免許状の中の中学校や高等学校の免許状の教科に当たる部分に、教授を担当できる障害の領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。））が記載されています。複数の領域を担当できる場合は、1枚の免許状に複数の領域が記載されるようになります。一度免許状を取得した後に、領域を追加することもでき、その場合は取得した免許状に新たに加わった領域が追加された免許状が交付されます。

Q. 現在特別支援学校に勤務していませんが、取得することができますか？

A. できます。

特別支援学校に勤務する教員（指導教諭・教諭・助教諭・講師・非常勤講師）はもちろん、幼・小・中・高・中等教育学校・義務教育学校の教員の方も取得が可能です。

Q. 免許法認定講習の単位はどの方法での免許状取得に使用できますか？

A. 岡山県教育委員会免許法認定講習で修得した単位は、**勤務歴を利用して特別支援学校教諭免許状を取得する場合の単位として使用することができます。**勤務歴を利用しない方法での免許取得の場合は使用できませんのでご注意ください。

Q. 岡山県以外の都道府県や大学が実施する免許法認定講習等で修得した単位は、特別支援学校教諭の免許状取得に使用できますか？

A. できます。ただし、勤務歴を利用して特別支援学校教諭の免許状を取得する場合やすでに取得している特別支援学校教諭免許状に領域を追加する場合にのみ利用できます。

Q. 学校への勤務歴が3年未満です。勤務歴が3年以上ないと免許法認定講習の受講はできませんか？

A. 特別支援学校教諭二種免許状を勤務歴を利用して取得する場合は、**普通免許状（幼・小・中・高の二種・一種・専修・二級普通・一級普通免許状）を取得した後であれば、免許法認定講習の受講は可能です。**ただし、免許状取得の申請は、普通免許状を取得した後、幼・小・中・高・中等教育学校・義務教育学校・特別支援学校で3年以上、教員としての勤務をした後でなければなりません。

【勤務歴を利用した特別支援学校教諭免許状取得の条件（簡易版）】

取得しようとする 免許状	特別支援学校教諭	
	二種免許状	一種免許状
基礎となる免許状	幼・小・中・高の 普通免許状	盲・聾・養護学校・特別支援学校教諭の 二種免許状
基礎となる免許状取得後 の教員としての勤務歴	3年 ※休職・休業等を除く良好な成績での勤務年数	
基礎となる免許状取得後 に修得が必要な単位数	最低6単位	

Q. これまでに免許法認定講習で取得した単位があります。特別支援学校教諭免許状を取得するために、あとの講座を受ければよいのでしょうか？

A. 以下の資料を揃えて、**申請者本人が**岡山県教育庁教職員課まで電子メール又はFAXでお問い合わせください。

①特別支援学校教諭免許状取得用に修得した単位が確認できる「単位修得証明書」（免許法認定講習で修得した単位の場合）や「学力に関する証明書」（大学等で修得した単位の場合）

②以下の内容を記載したもの（メールの場合は本文に記載しても構いません。）

・取得を希望する免許状の種類及び相談内容、氏名、連絡先

例：特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体）を令和〇年〇月までに取得したい。現在修得済みの単位は別紙のとおり。今年度の岡山県免許法認定講習で受講しないとしない講座を教えてください。

〇〇市立〇〇小学校 岡山 花子

電話番号 086-226-7579（学校）090-1234-5678（本人携帯）

Q. 今年度の岡山県の免許法認定講習だけで特別支援学校教諭二種免許状を取得したいのですが、どれでもよいので6単位修得すればよいのでしょうか？

A. 取得を希望する、担当できる障害の領域により、受講しないとしない講座が変わってきます。

※記号は「令和5年度岡山県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」に対応しています。

【知的障害と病弱の領域を取得する場合の例】

①D・H・I・J・Kの5単位 + E・F・Gのうちいずれか1単位 合計6単位

②E・H・I・J・Kの5単位 + D・F・Gのうちいずれか1単位 合計6単位

【知的障害の領域のみを取得する場合の例】

H・J・Kの3単位 + D・E・F・Gのうちいずれか3単位 合計6単位

【病弱の領域のみを取得する場合の例】

I・J・Kの3単位 + D・E・F・Gのうちいずれか3単位 合計6単位